

令和6年11月22日
(2024年)

令和6年秋季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員及び会計年度任用職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.25月とし、12月10日に支給する。
また、暫定再任用職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、12月10日に支給する。
- 2 定年前職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員の給与改定については、令和6年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて実施を予定しているが、国家公務員の給与改定に係る法案が審議中のため、現時点での回答はできない。
- 3 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 年次休暇について、5日以上を取得ができていない職員が存在する状況に対して、全ての職員の最低5日取得に向けて、最大限努力するよう周知徹底する。
- 6 災害時にやむを得ず、通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の実費弁償については、関係所管で引き続き検討を進める。
- 7 常勤職員の給与改定に伴う会計年度任用職員の給与改定時期等の変更について、提案書のとおりの取扱いとし、令和6年度から遡及改定を実施する。